

# 習志野市芸術文化協会 令和3年度会場費補助金「募集要項」

## 募集要項

1. 補助内容：習志野市芸術文化協会の加盟登録団体に対し、諸団体の活動の会場費の補助を行う
2. 補助対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日までに習志野文化ホール・モリシアホール・モリシア会議室・習志野市民ホールで開催される公演・展覧会。またそれに係るリハーサル、レセプション等
3. 応募資格：
  - (1) 習志野市芸術文化協会に登録料（2500円）が支払われていること
  - (2) 加盟登録して通算1年以上経過していること
  - (3) 習志野市芸術文化協会および習志野市教育委員会が事業に対し後援をしていること
  - (4) 開催日が芸術文化協会事業（芸術祭・市民文化祭・市展・第九演奏会）の開催日と同日でないこと
  - (5) 事業が営利を目的としないこと
4. 募集期間：
  - (1) 習志野文化ホール利用  
令和3年4月1日～9月30日（消印有効）
  - (2) モリシアホール・モリシア会議室・習志野市民ホール利用  
令和3年4月1日～10月30日（消印有効）

※コロナウイルス感染状況により、募集期間の延長も有する
5. 応募方法：当事務局宛に以下の書類を提出する。
  - ①所定の「会場費補助金申請書」
  - ②習志野文化ホール使用許可書または、モリシアホール使用承認内定通知書または、習志野市民ホール使用許可書(使用申請書)のコピー
  - ③申請対象公演・展覧会等の企画書またはチラシ・ポスタ
6. 補助要件：
  - (1) 公演・展覧会等を実施する際、当協会、習志野市教育委員会の後援を受けている旨をチラシ・ポスター・プログラム等に表示する
  - (2) 公演・展覧会等が終了した後、当協会所定の結果報告書を提出する
7. 補助決定：
  - (1) 提出書類にもとづく役員会での審査を経て決定
  - (2) 決定次第、当協会より各申請者宛に郵送で通知する
8. 補助金交付：原則として、7月中旬以降

## 9. 補助金額

### (1) 習志野文化ホール利用

区分	市内割引を受けている団体	市内割引を受けない団体 で入場料無し	市内割引を受けない団体 で入場料 3,000 円以下
午前区分	22,000円	36,000円	45,000円
午後区分	50,000円	78,000円	98,000円
夜間区分	54,000円	82,000円	102,000円
1公演の上限	126,000円	196,000円	245,000円

※市内割引を受けていない団体の利用日が平日の場合は市内割を受けている団体と同額とする

### (2) モリシアホール利用

区分	多目的ホール	会議室	多目的ホール+会議室
午前区分	13,500円	8,500円	17,500円
午後区分	14,500円	11,500円	22,000円
夜間区分	15,500円	13,500円	27,000円
延長1h あたり	5,000円	3,400円	7,000円

※ 上限7日まで（開期が分かれている場合も可）

※ 習志野文化ホールでの公演に伴うレセプションとして利用する場合は上限を30,000円とする

※ コロナウイルス感染状況により会場使用料に軽減措置が取られた場合、補助金額の変更を有する。

### (3) 習志野市民ホール利用

区分	減免無の団体	5割減免有の団体
9:00~13:00	8,000円	4,000円
13:00~17:00	11,000円	5,500円
17:00~21:00	11,000円	5,500円
延長1h あたり	2,500円	1,250円
1日の上限	30,000円	15,000円

※ 上限2日まで（開期が分かれている場合も可）

★ (1) (2) (3) 共に新型コロナウイルス感染拡大防止の為、会場をキャンセルし料金が発生した場合は、開催時の補助金額を上限として補助する。